



〈業者収集〉令和7年4月1日から

## 『ごみ搬入手数料』を改定します!



現行

100kgまで  
ごとに  
**1,000円**

令和7年4月1日から

10kgまでごとに **150円**  
(マンション等から出るプラスチック類に限り、10kgまでごとに**75円**)  
**100kg 1,500円**になります

令和7年4月1日から、上記のとおり、同手数料を改定しますので、適正な料金のご負担についてご理解いただきますようお願いいたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。



ごみ処理料金 = 収集運搬料金 + ごみ搬入手数料



## 排出事業者と許可業者の契約に係る留意事項をまとめた「ガイドライン」を作成しました!

この度、事業者の皆様向けに、ごみの排出量等、ごみへの関心を持っていただくとともに、ごみ搬入手数料の適切な負担についてご理解いただくため、許可業者との契約に係る留意事項をまとめたガイドラインを作成し、市内事業者の皆様にお届けしていますので、是非、ご覧ください!



【ガイドラインについてのお問合せはこちら】

●京都市ごみ搬入手数料改定周知啓発コールセンター

電話：0120-863-023 午前8時45分～午後5時半(土日祝除く。)

事業系一般廃棄物

排出事業者と許可業者の  
契約に係る留意事項 **ガイドライン**



〈詳しくはこちら〉



<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000318594.html>

## 事業系廃棄物を家庭用ごみとして排出することはできません。

事業系廃棄物を家庭ごみの収集場所に出すことは不法投棄にあたり、廃棄物処理法第25条により以下の罰則が科せられます。

●5年以下の懲役 ●1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金

許可業者に  
収集・運搬を委託  
しましょう。



事業系一般廃棄物のご相談は京都環境事業協同組合  
**TEL:075-691-5517**

受付時間 / 13:00 ~ 17:00 (月~金曜)

E-mail : [kumiai@k-kankyou.ne.jp](mailto:kumiai@k-kankyou.ne.jp)  
〒601-8317 京都市南区吉祥院新田貳ノ段町65

無許可の業者(管理会社や清掃業者等)が他人のごみを収集運搬・処分することは違法です。